

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和7年美浜町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、7番 繁田議員、8番 龍神議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和6年度美浜町一般会計補正予算（第7号））について、議案第1号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和7年美浜町議会第1回臨時会に提案いたしました報告1件、議案1件について、提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告（令和6年度美浜町一般会計補正予算（第7号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億25,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億8,142千円とするものでございます。

ふるさと納税寄附金が大幅に増え、返礼品等の予算が不足となるため、令和7年1月

20日付でやむなく専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第1号は、令和6年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ35,519千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億43,661千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

8ページの地方交付税の補正は、財源調整でございます。

国庫支出金、国庫補助金の補正は、燃料・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援実施のための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

県支出金、県補助金の補正は、水道応急給水車両緊急整備事業補助金が追加されたものでございます。

町債の補正は、施設整備事業債の再算出によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

10ページの総務費、総務管理費の補正は、物価高騰対応重点支援事業費で、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担の軽減を図るための物価高騰対応負担軽減給付金に係るものでございます。

戸籍住民基本台帳費の補正は、住基ネット統合端末の周辺機器調達遅れによる端末一式の納入時期の遅延によるものでございます。

消防費の補正は、災害対策費で給水車両購入費の入札差額でございます。

以上、本臨時会に提案いたしました報告1件、議案1件について、一括して提案理由を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告（令和6年度美浜町一般会計補正予算（第7号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和6年度美浜町一般会計補正予算（第7号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億25,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億8,142千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページの地方交付税、普通交付税2億25,000千円の減額は、財源調整によるものでございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金4億5千万円の追加は、当初予算において4億円を予算計上し、令和6年10月臨時会において4億円を追加計上しましたが、当初の予想よりも大幅に寄附を頂けたため、実績見込みにより追加するものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、企画費2億25,000千円の追加は、ふるさと納税寄附金の増加により、需用費、消耗品費250千円、役務費、郵便料5,500千円、ふるさと納税返礼及び事務手数料2億19,250千円を追加するものでございます。

今回の補正は、ふるさと納税寄附金が大幅に増えたため令和7年1月20日付でやむなく専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 単純に実績見込みにより増額というんか、ふるさと納税。結局、合計、最終の今の時点における見込みはいかほどになっているんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

2月12日現在の実績でございます。件数につきましては12万2,053件頂いておりまして、金額は約12億4千万円、今寄附を頂いているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 下世話な質問かも知りませんが、やはりどんな品目、返礼品ですね。どのようなのが、例えばベスト3かベスト5ぐらいご紹介いただけたらと思いますが。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

まず、返礼品のトップ3ということでございますけれども、やはり一番多いのがですね、やはりミカンが約8割占めてございます。2番目にですね多いのが米油になります。はい、それから3番目に多いのが梅干しというような順番になってございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（令和6年度美浜町一般会計補正予算（第7号））については、承認することに決定しました。

日程第6 議案第1号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第1号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ35,519千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億43,661千円とするものでございます。

3ページの第2表、債務負担行為補正は、住民基本台帳ネットワークリース料について、令和7年度以降に支払う債務負担行為限度額を追加するものでございます。

4ページの第3表、地方債補正は、施設整備事業債の起債対象事業費の算出に誤りがあり、見直した不足額を追加するものです。

それでは、歳入からご説明いたします。

8ページの地方交付税、普通交付税3,702千円の減額は、財源調整でございます。

国庫支出金、国庫補助金36,160千円の追加は、燃料・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援実施のための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

県支出金、県補助金61千円は、消防費県補助金で水道応急給水車両緊急整備事業補助金が追加されたものでございます。

町債3,000千円の追加は、消防債で施設整備事業債の再算出によるものでございます。

10ページの総務費、総務管理費36,380千円の追加は、物価高騰対応重点支援事業費で、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担の軽減を図るための物価高騰対応負担軽減給付金に係るものでございます。対象者への送付用封筒作成、郵便料、口座振替手数料、電算処理委託料の事務費と、物価高騰対応負担軽減給付金（住民税非課税世帯分）31,500千円は、令和6年度住民税非課税世帯に対して30千円を支給し、物価高騰対応負担軽減給付金（こども加算分）3,000千円は、住民税非課税世帯のうち子育て世帯は子ども1人当たり20千円の加算分でございます。対象世帯は1,050世帯、こども加算は150件を見込んでございます。

戸籍住民基本台帳費334千円の減額は、半導体不足などにより住基ネット統合端末の周辺機器調達遅れにより端末一式の納入時期の遅延によるコンピューター借上料の減額でございます。

消防費527千円の減額は、災害対策費で給水車両購入費の入札差額でございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷議員。

○9番（谷進介君） まず、地方交付税、これで予算化されていない地方交付税はあとどれぐらいあるのかということと、それと11ページの物価高騰対応重点支援事業費、こ

こで云々と31,500千円と3,000千円かな、ありますが、これでこの対象の方々というか、美浜町住民のお困りのところに対する物価高騰対応重点支援事業はこれで十分というふうに考えられているのか、お聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、予算化されていない一般財源でございますが、地方交付税が確定が17億89,000千円ですので、今現在、繰越金等を勘案しまして2億87,500千円でございます。

それと、物価高騰対応交付金についてなんです、これは国の交付金を活用しました低所得者世帯、いわゆる非課税世帯に対しての給付でございます、美浜町については国の意図するこの事業に対してそのまま事業を実施するに当たることでございますので、その対策については妥当だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 予算化されていない、私は交付税を聞いたんで、一般財源を聞いたわけでないんで、再度ご答弁願えますか。

それと、重点支援事業ですが、これは国の事業をそのまま事業代行、事務代行というか、そういうことでしたら、町としてはもう何もせずにこれで、この事業の評価ではなしに、町としては支援事業を受ける対象の方々と、押しなべて住民全体にしてもいいですが、その方あたりの物価高騰には何も問題がないというふうにお考えという理解でよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） すみません、普通交付税に関しましては6億3千万程度でございます。

対策についてなんです、いろいろな対策を講じることについては多少あるかと思いますが、今現在での補正予算を活用した対策としては、今回上程させていただいております低所得者、非課税世帯とその子育て世帯に対しての支援、万全というのか、十分とは言いきることは難しいですが、今現在ではこの事業でよろしいかと認識しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 普通交付税が、言い方が妥当かどうか分かりませんが、6億3千万強も余っていると。近隣他市町ではこの重点云々、何か別途その公共団体の特別なというか、独自の施策があるやにも聞いておりますが、美浜町はそういうことをせずとも問題ないと、重ねての確認でそのように町としては考えているということによろしいですか。課長か、もしよろしければ町長ご答弁いただけたらありがたいですが。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

今回は国の制度をそのまま執行させていただくということですが、また新年度予算等でお示しできたらというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） ちょっと質問なんです。物価高騰を受けた人々というのと低所得者というのはどこの線からを引いているのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） この対象となる線といいますか対象者の条件というのは、令和6年度の非課税世帯というふうにラインとして対象者を限定しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 聞こえはあれなんですけれども、今、非課税者と言われましたけれども、非課税者と言われたら税金を払っていない人が非課税者となるわけなんですけれども、それというのは今、年配の方が多いと思われるんですよ。で、年配の方というと非課税者の方のほうが今の若い人よりお金を持っている人が多いというのを僕ちょっとニュースで見たんですけども、それはちょっとどうですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 一般的にいろんな見方があると思いますが、目に見えてといいますか、確認できることとしましては、お金を持っている云々というのは明確にできない、確認できないものだと思っております。ということから、課税状況等でですね所得がある方は当然課税されておると。そうでない方は非課税であるということでのそういった区分けといいますか、そういうことで対象者を決めてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。執行部の皆さんは執務にお戻りください。改めてご参集を連絡します。

午前九時五十一分休憩

—————・—————

午前九時五十三分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

私、先ほど諸般の都合により、副議長に議長の辞職願を提出いたしました。許可していただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（北村龍二君） 議長を交代します。

ただいま谷重幸議員から議長辞職願が提出されましたので、私が議事を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りします。

この際、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（北村龍二君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第9 議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定によって、谷重幸議員の退場を求めます。

（谷重幸議員退場）

これより事務局長が辞職願を朗読します。

○事務局長（野田佳秀君） 令和7年2月14日。

美浜町議会 副議長 北村龍二様。

美浜町議会 議長 谷重幸。

辞職願。

このたび諸般の都合により議長を辞職したいから、許可されるようお願いします。

以上です。

○副議長（北村龍二君） お諮りします。

ただいま議題となっております議長辞職については、質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（北村龍二君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職については直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

谷重幸議員の議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○副議長（北村龍二君） 起立多数です。したがって、谷重幸議員の議長辞職を許可することに決定しました。

除斥の議事が終了しましたので、谷重幸議員の除斥を解除します。

（谷重幸議員入場）

谷重幸議員に申し上げます。ただいま議長辞職の願い出については、願い出のとおり許

可することに決定されましたから、告知します。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（北村龍二君） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第10 議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（北村龍二君） 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票によって行います。

ただいまから議長選挙を行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に松下議員、山崎議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○副議長（北村龍二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番議員から順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○副議長（北村龍二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

松下議員、山崎議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

選挙の結果を報告します。

投票数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、繁田議員7票、碓井議員3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、繁田議員が議長に当選されました。選挙が終わりましたので、議場の出入口の閉鎖を解除します。

（議場閉鎖解除）

ただいま議長に当選されました繁田議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人から就任の挨拶を許可します。

○議長（繁田拓治君） 議長に推挙をいただきましてありがとうございます。身の引き締まる思いでいっぱいでございます。年はいけども日々新しい情報が入ってまいります。まだまだこれから学ぶ日々が続いてまいると思います。

町の発展を判断基準の第一に掲げ、公正・公平で円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。皆様方の協力を得て、この後選出される副議長と共に力を合わせ、町の発展に寄与してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

（場内拍手）

○副議長（北村龍二君） これをもちまして、議長選挙を終わります。

新議長、議長席にお着き願います。

しばらく休憩します。

再開は10時25分です。

午前十時〇八分休憩

—————・—————

午前十時二十五分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

ただいま北村議員から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第11 副議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定によって、北村議員の退場を求めます。

（北村議員退場）

これより事務局長が辞職願を朗読します。

○事務局長（野田佳秀君） 令和7年2月14日。

美浜町議会 議長 繁田拓治様。

美浜町議会 副議長 北村龍二。

辞職願。

このたび諸般の都合により副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） お諮りします。

ただいま議題となっております副議長辞職については、質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職については直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

北村議員の副議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（繁田拓治君） 起立多数です。したがって、北村議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

除斥の議事が終了しましたので、北村議員の除斥を解除します。

（北村議員入場）

北村議員に申し上げます。ただいま副議長の辞職の願い出については、願い出のとおり許可することに決定されましたから、告知します。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第12として直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第12 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票によって行います。ただいまから副議長選挙を行います。

議場出入口の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に松下議員、山崎議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番議員から順次投票を願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

松下議員、山崎議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票10票、無効投票零票です。有効投票のうち、龍神議員10票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、龍神議員が副議長に当選されました。

選挙が終わりましたので、議場出入口の閉鎖を解除します。

（議場閉鎖解除）

ただいま副議長に当選されました龍神議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人から就任の挨拶を許可します。

○副議長（龍神初美君） ただいま皆様方より選出いただき、美浜町議会副議長に就くことになりました龍神初美でございます。

議長をお支えし、美浜町議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。どうか皆様、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

（場内拍手）

○議長（繁田拓治君） これをもちまして副議長選挙を終わります。

正副議長の異動に伴い、議席の変更が生じました。

お諮りします。

この際、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第13 議席の変更についてを議題とします。

正副議長の異動に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の変更をしたいと思います。

しばらく休憩をします。

午前十時三十九分休憩

—————・—————

午前十時四十一分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

お諮りします。

ただいま着席の議席にご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま着席のとおり議席を変更することに決定しました。

議席番号と氏名を事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

1番 繁田議長、2番 龍神副議長、3番 北村議員、4番 松下議員、5番 山崎議員、6番 碓井議員、7番 谷重幸議員、8番 古山議員、9番 谷進介議員、10番 鈴川議員。

以上です。

○議長（繁田拓治君） それでは、しばらく休憩をします。

11時から全員協議会を開催したいと思いますので、会議室にご参集願います。

午前十時四十二分休憩

—————・—————

午後一時〇〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

日程第7 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会の任期は、委員会条例第3条の規定により2年となっています。したがって、2月20日をもって任期満了となります。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっています。

これにより指名します。

総務産業建設常任委員会委員に松下議員、碓井議員、龍神議員、北村議員、谷重幸議員、文教厚生常任委員会委員に山崎議員、鈴川議員、繁田議員、古山議員、谷進介議員、以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

なお、任期の始めは2月21日です。

議会運営委員会の選任についてを議題とします。日程第8です。

議会運営委員会委員の任期は、委員会条例第4条の2第3項の規定により2年となっています。したがって、2月20日をもって任期満了となります。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっています。

これにより指名します。

議会運営委員会委員に谷進介議員、北村議員、松下議員、山崎議員、碓井議員、谷重幸議員、古山議員、鈴川議員、以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

なお、任期の始めは2月21日です。

しばらく休憩します。

議長を交代します。

午後一時〇二分休憩

—————・—————

午後一時〇三分再開

○副議長（龍神初美君） 再開します。

ただいま繁田議員、北村議員並びに碓井議員から議会広報特別委員会委員の辞任願が提出されましたので、議長を交代します。

特別委員会委員については任期の規定がありません。辞任の許可については、委員会条例第12条第2項の規定により、議会の許可を得なければならないとなっています。

お諮りします。

この際、この件を日程に追加し、追加日程第14、追加日程第15、追加日程第16として直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（龍神初美君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第14、追加日程第15、追加日程第16として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第14 繁田議員の議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定によって、繁田議員の退場を求めます。

（繁田議員退場）

これより事務局長が辞任願を朗読します。

○事務局長（野田佳秀君） 令和7年2月14日。

美浜町議会 議長様。

議会広報特別委員会 委員 繁田拓治。

辞任願。

このたび諸般の都合により議会広報特別委員会委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（龍神初美君） お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（龍神初美君） 異議なしと認めます。したがって、繁田議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

繁田議員の入場を認めます。

（繁田議員入場）

繁田議員に申し上げます。ただいま議会広報特別委員会委員の辞任の件については願出のとおり許可することに決定されましたから、告知します。

しばらく休憩します。

午後一時〇六分休憩

—————・—————

午後一時〇七分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

追加日程第15 北村議員の議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定によって、北村議員の退場を求めます。

（北村議員退場）

これより事務局長が辞任願を朗読します。

○事務局長（野田佳秀君） 令和7年2月14日。

美浜町議会 議長様。

議会広報特別委員会 委員 北村龍二。

辞任願。

このたび諸般の都合により議会広報特別委員会委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、北村議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

北村議員の入場を認めます。

（北村議員入場）

北村議員に申し上げます。ただいま議会広報特別委員会委員の辞任の件については願出のとおり許可することに決定されましたから、告知します。

追加日程第16 碓井議員の議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定によって、碓井議員の退場を求めます。

（碓井議員退場）

これより事務局長が辞任願を朗読します。

○事務局長（野田佳秀君） 令和7年2月14日。

美浜町議会 議長様。

議会広報特別委員会 委員 碓井啓介。

辞任願。

このたび諸般の都合により議会広報特別委員会委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、碓井議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

碓井議員の入場を認めます。

（碓井議員入場）

碓井議員に申し上げます。ただいま議会広報特別委員会委員の辞任の件については願出のとおり許可することに決定されましたから、告知します。

しばらく休憩します。

午後一時十一分休憩

———・———

午後一時十一分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

ただいま議会広報特別委員会委員1名が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第17として直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第17として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第17 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっています。

これにより指名します。

議会広報特別委員会委員に谷進介議員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後一時十三分休憩

———・———

午後一時十三分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

お諮りします。

御坊広域行政事務組合議会議員、鈴川基次議員が2月3日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されましたので、欠員が生じてきました。したがって、これを日程に追加し、追加日程第18として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、御坊広域行政事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第18として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第18 御坊広域行政事務組合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法についてお諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に谷重幸議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した谷重幸議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました谷重幸議員が本組合議会議員に当選されました。

御坊広域行政事務組合議会議員に当選されました谷重幸議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これもちまして、御坊広域行政事務組合議会議員選挙を終わります。

お諮りします。

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員、谷進介議員が2月3日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されましたので、欠員が生じました。したがって、これを日程に追加し、追加日程第19として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第19として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第19 御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法についてお諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に山崎議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した山崎議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました山崎議員が本組合議会議員に当選されました。

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員に当選されました山崎議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これをもちまして、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員選挙を終わります。

お諮りします。

日高広域消防事務組合議会議員、繁田拓治が2月3日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されたので欠員が生じてきました。したがって、これを日程に追加し、追加日程第20として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、日高広域消防事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第20として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第20 日高広域消防事務組合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法についてお諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に碓井議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した碓井議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました碓井議員が本組合議会議員に当選されました。

日高広域消防事務組合議会議員に当選されました碓井議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これをもちまして、日高広域消防事務組合議会議員選挙を終わります。

お諮りします。

御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員、碓井啓介議員が2月3日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されたので、欠員が生じてきました。したがって、これを日程に追加し、追加日程第21として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第21として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第21 御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員選挙についてを議題とします。選挙の方法についてお諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に谷進介議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した谷進介議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました谷進介議員が本組合議会議員に当選されました。

御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました谷進介議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これをもちまして、御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員選挙を終わります。

お諮りします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員、龍神初美議員が2月3日に辞職願を提出し、広域連合議会議長より許可されたので欠員が生じてきました。したがって、これを日程に追加し、追加日程第22として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第22として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第22 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法についてお諮りします。

広域連合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本広域連合議員に龍神議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した龍神議員を広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました龍神議員が広域連合議会議員に当選されました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました龍神議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これもちまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

しばらく休憩をします。

再開は40分です。

午後一時二十六分休憩

—————・—————

午後一時四〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

議会構成が全て決まりました。お手元に配付のとおりです。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年美浜町議会第1回臨時議会を閉会します。

午後一時四〇分閉会

ご苦労さまでした。